

KKR

年金だより

令和6年6月発行

No.140

国家公務員共済組合連合会

このたびの能登半島地震において被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

主な記事

令和6年度 年金額の改定について	2頁
老齢厚生年金にかかる支給停止の見直しについて	3頁
「KKR年金スマートサービス」について	
退職等年金給付制度の令和5年財政再計算・財政検証(令和4年度末)について	
「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の送付について	4・5頁
全国年金相談会のご案内	6頁
KKRオンライン年金相談室【大阪】のご案内	
こんなときには届出をお願いします	7頁
「読者のひろば」の原稿・表紙「写真」(9月号、12月号)の募集	
新型コロナウイルス【感染症・後遺症】電話相談窓口のご案内	
マイナ保険証のご利用について	
令和6年公的年金等からの所得税の定額減税について	8頁
お問合せ先	



「逆さ羊蹄山」 北海道虻田郡倶知安町

(北海道) 隅本 礼子さん

令和6年度 年金額の改定について

1. 年金額の改定について

令和6年度の年金額は、法律の規定に基づき、前年度から2.7%の引き上げとなります。
なお、改定後の年金額は、令和6年6月定期支給期分(4月分、5月分)から適用されることとなります。

※従前保障額が適用になっている方や異なる改定率を用いる被保険者期間(直近の被保険者期間)を有する方など、年金額が増額にならない場合や増額幅が上記の率に満たない場合があります。

<改定率の算出の流れ>

令和6年度の年金額は、名目手取り賃金変動率がプラス3.1%、物価変動率がプラス3.2%であったため、法律の規定により**名目手取り賃金変動率**を基に改定することとなりました。

また、令和6年度のマクロ経済スライドによる調整(マイナス0.4%)が行われます。
よって、令和6年度の年金額の改定率は、プラス2.7%となります。

◆マクロ経済スライドとは

公的年金被保険者の変動と平均余命の伸びに基づいて、スライド調整率が設定され、賃金・物価による改定率がプラスの場合に改定率から控除する仕組みです。

現在の高齢世代に配慮しつつ、マクロ経済スライドによる調整を将来世代に先送りせず、できる限り早期に調整することにより、将来世代の年金の給付水準を確保することにつながります。

☆詳しくは、**KKR** ホームページをご覧ください。

ホーム ▶

年金 ▶

年金関係全般 ▶

年金額改定 ▶

年金額の改定(令和6年度)



2. 改定後の年金額の通知について

令和6年度の年金額等については、同封の「**年金額改定通知書**」と「**年金支払通知書**」によりお知らせしております(4・5頁をご参照ください)。

※年金額が記載された通知となりますので、大切に保管してください。

※ 同封の介護案内等に記載されている電話番号では、年金に関するご相談やお問合せはお受けできません。

老齢厚生年金にかかる支給停止の見直しについて

老齢厚生年金は、賃金（賞与含む）と年金の合計額が、在職支給停止の基準額を超える場合、その超えた金額の1/2が停止されます。

令和6年度は、この基準額が月50万円（令和5年度は、月48万円）に変更になり、4月分（6月定期支給期月）から適用となります。

なお、在職支給停止の基準額月50万円は、賃金や物価の変動に応じて改定されることがあります。

「年金の在職支給停止」の概要については、こちらをご覧ください。



「KKR年金スマートサービス」について

スマートフォンやパソコンから、いつでもマイナポータルと連携する「e-私書箱」を利用し、以下の情報を電子版で受け取ることができるサービスを行っております。

なお、このサービスのご利用にあたり、事前に「マイナンバーカード取得」・「マイナポータル利用者登録」・「e-私書箱アカウント作成」が必要となります。

- 「令和5年分 公的年金等の源泉徴収票」⇒ e-tax自動入力に対応
- 「年金試算」⇒ 繰上げ・繰下げ年金、在職中支給額の試算等

このサービスのご利用方法は、こちらをご覧ください。



退職等年金給付制度の令和5年財政再計算・ 財政検証（令和4年度末）について

退職等年金給付制度の財政の健全性を確保するため、「令和5年財政再計算」および「財政検証（令和4年度末）」を行いました。

詳しくは、KKRホームページをご覧ください。



kkp 財政検証

検索



「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の送付について

令和6年4月からの年金額および令和6年6月定期支給期からの支払額は、「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」でお知らせします(以下の見本のとおり)。

「年金額改定通知書」…… 令和6年4月からの年金額などを記載しています。

「年金支払通知書」…… 令和6年6月定期支給期からの支払額などを記載しています。

なお、今後年金額や年金支給額が変更になった場合は、その都度、所定の通知書によりお知らせします。

「年金額改定通知書」と「年金支払通知書」の記載例

これは見本です。年 金 額 改 定 通 知 書 令和6年6月〇〇日

令和6年4月以降の年金額について、下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

ネンキン タロウ 様 基礎年金番号 1234-*****

国家公務員共済組合連合会理事長 印

年金の種類	年金証書記号番号	期間	年金額	支給停止額	年金支給額	備考
老齢厚生年金	A-10-00-123456-7	令和6年4月から	1,252,500 円	0 円	1,252,500 円	
退職共済年金	A-11-00-123456-7	令和6年4月から	249,243 円	0 円	249,243 円	
遺族厚生年金	A-30-00-123456-7	令和6年4月から	882,250 円	882,250 円	0 円	併給調整
遺族共済年金	A-31-00-123456-7	令和6年4月から	175,567 円	175,567 円	0 円	併給調整
①			②		③	④

年 金 支 払 通 知 書

令和6年6月定期支給期から、下記の金額が支払われますのでお知らせします。

ネンキン タロウ 様 基礎年金番号 1234-***** 払渡金融機関 チヨダ クダン

令和6年6月定期支給期(令和6年6月14日)以降にお支払いする金額 250,290 円

内訳は以下のとおりです。

		課税の対象となる年金		非課税の年金		合計
⑤	支払額	250,290 円				250,290 円
	内訳	老齢厚生年金	208,750 円			
		退職共済年金	41,540 円			
⑥	介護保険料	0 円				0 円
⑦	国保・後期高齢者保険料	0 円				0 円
⑧	退職一時金返還額	0 円		0 円		0 円
⑨	所得税額および復興特別所得税額	0 円				0 円
⑩	個人住民税額	0 円				0 円
⑪	控除額	0 円				0 円
				⑫	差引支払額	250,290 円

令和7年2月定期支給期については、支払額の端数調整を行うため、下記の金額は変更となる場合があります。

また、お勤めされている方についても、給与等の変動により金額が変更となる場合があります。

令和7年2月定期支給期(令和7年2月14日)にお支払いする(予定)金額 250,293 円 ⑬

※ 金額につきましては、現時点での情報をもとに計算をしていますので、変更になりましたら、改めて「年金支払通知書」をお送りします。

お問い合わせの際は、基礎年金番号もしくは以下の年金証書記号番号をお知らせください。

A-10-00-123456-7

1. 「年金額改定通知書」の見方は、次のとおりです。

① 年 金 の 種 類

決定を受けているすべて（退職等年金給付を除く）の年金の種類を記載しています。

② 年 金 額

令和6年4月からの年金額を記載しています。

③ 年 金 支 給 額

実際に支給される年金額を記載しています。

④ 備 考

年金額の一部（または全部）が支給停止されている場合は、その理由を記載しています。



2. 「年金支払通知書」の見方は、次のとおりです。

※ 令和6年6月送金分の年金から、定額減税が行われます。（詳細は8頁参照）

⑤ 支 払 額

「課税の対象となる年金」・「非課税の年金」のそれぞれ2か月分（定期支給期分）の金額を記載しています。

⑥ 介 護 保 険 料

年金から介護保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑦ 国保・後期高齢者 保 険 料

年金から国保・後期高齢者保険料が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑧ 退職一時金返還額

年金から退職一時金返還額が控除される方は、その金額を記載しています。

⑨ 所得税額および 復興特別所得税額

年金から所得税および復興特別所得税が徴収される方は、その金額を記載しています。

⑩ 個 人 住 民 税 額

年金から個人住民税が徴収される方は、その金額を記載しています。
なお、令和6年10月からは、個人住民税と合わせて森林環境税を特別徴収することになります。

⑪ 控 除 額

年金から過払金等が控除される方は、その金額（マイナスの場合は未済金額）を記載しています。

⑫ 差 引 支 払 額

⑤支払額から上記⑥～⑪までを差し引いた金額を記載しています。
(注) ⑥～⑪の金額については、該当する方のみ表示されます。

⑬ お 支 払 い す る (予 定) 金 額

毎年2月定期支給期で端数調整を行うため、端数が生じる場合は、端数調整後の金額を記載しています（端数調整が生じない方については、この欄の記載はありません）。

全国年金相談会のご案内

年金に関するご相談に応じるための年金相談会の開催を以下のとおり予定しています。
最新の情報は、KKRホームページをご覧ください。

kkf 年金相談会

検索



**全国年金相談会およびKKRオンライン年金相談室【大阪】へのご参加は、
事前の予約が必要です。**

なお、KKRオンライン年金相談室【大阪】および年金の相談窓口【東京】も、web予約できるようになりました。

※全国年金相談会の予約は開催日の1週間前まで承りますが、定員になり次第締め切らせていただきますので、お早めにお申し込みください。
ご予約をされた方には、開催日の2～3日前までに、予約内容を記載した書面をお送りいたします。

●ホームページからの予約(web予約)

「年金相談会予約システム」から
ご予約ください。



こちら▶▶▶

●電話での予約

予約受付専用電話 **03-3265-9708**

受付時間 9:30～17:30(土日祝日、年末年始を除く)

※この電話番号では、年金相談会ご予約以外のご照会は、お受けできません。

※なお、「全国年金相談会予約受付票」を印刷し、必要事項を記入のうえ、郵送いただく文書でのご予約も行っております。

■全国年金相談会日程(令和6年7月～12月) ※令和7年1月～3月の日程はホームページでご確認ください。

開催日	開催地	開催会場	相談形式
7月5日(金)	静岡県	中島屋グランドホテル	対面
7月12日(金)	函館市	ホテルリソル函館	対面
7月12日(金)	高知市	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE	対面
7月19日(金)	広島市	広島ガーデンパレス	対面
7月25日(木)	秋田市	ホテルメトロポリタン秋田	対面
7月26日(金)	盛岡市	エスポワールいわて	対面
9月6日(金)	旭川市	ホテルクレセント旭川	対面
9月13日(金)	青森市	アップルパレス青森	対面
9月13日(金)	熊本市	KKRホテル熊本	対面
9月19日(木)	新潟市	ホテルオークラ新潟	対面
9月20日(金)	高崎市	高崎アーバンホテル	対面
9月27日(金)	札幌市	札幌ガーデンパレス	対面
10月2日(水)	仙台市	仙台ガーデンパレス	対面
10月4日(金)	福井市	ホテルフジタ福井	対面
10月4日(金)	福岡市	KKRホテル博多	リモート
10月11日(金)	金沢市	KKRホテル金沢	対面
10月18日(金)	奈良市	ホテルリガーレ春日野	対面
10月24日(木)	名古屋市	KKRホテル名古屋	対面
10月25日(金)	岐阜市	ホテルグランヴェール岐山	対面

開催日	開催地	開催会場	相談形式
11月1日(金)	福岡市	KKRホテル博多	対面
11月7日(木)	鳥取市	白兎会館	対面
11月8日(金)	松江市	ホテル白鳥	対面
11月14日(木)	山口市	KKR山口あさくら	対面
11月15日(金)	広島市	広島ガーデンパレス	対面
11月22日(金)	高松市	カネミツキャピタルホテル	対面
11月29日(金)	札幌市	ホテルポールスター札幌	対面
11月29日(金)	京都市	KKR京都 くに荘	対面
12月5日(木)	鹿児島市	JR九州ホテル鹿児島	対面
12月6日(金)	熊本市	KKRホテル熊本	対面
12月13日(金)	仙台市	ホテル白萩	対面
12月13日(金)	那覇市	沖縄県市町村自治会館	対面

○リモートの相談形式では、モニター画面に映る相談員が年金相談にお答えいたします。KKRホテルの職員がご案内いたしますので、安心してご相談いただけます(相談者による機器操作は不要です)。

KKRオンライン年金相談室【大阪】のご案内

KKRオンライン年金相談室【大阪】の開設期間
を令和7年3月28日(金)まで延長しました。

相談時間: 10:30～16:00(土日祝日・年末年始を除く)

KKRホテル大阪(1階ロビー)に設置
した専用相談ブースからのオンライン
相談となります。パソコンの操作は一切
不要です。



※森ノ宮駅からシャトルバス(送迎バス)をご利用ください。

予約方法: 相談希望日の前日17:30までに上記ホームページ
または **予約受付専用電話** からご予約ください。

年金の相談窓口【東京】を常設しています

KKR年金部では、東京の九段合同庁舎内1階に年金の相談窓口を常設しております。

個室で安心してご相談いただけますので、ぜひお気軽にお越しください。

相談時間:

9:00～17:30

(土日祝日・
年末年始を除く)



こんなときには届出をお願いします

年金を受給されている方が下記の事由に該当したときには、当会年金部へ届出が必要です。

届出が必要なときの例	対象となる年金の種類
年金の受取口座を変更するとき	全ての年金
年金を受けている方が氏名を変更したとき	
加給年金額の対象となっている配偶者が年金の決定を受けたとき	老齢・退職・障害
加給年金額の対象となっている配偶者と離婚したときや加給年金額の対象となっている配偶者が亡くなったときなど	
国家公務員または地方公務員として再就職したとき	
特別支給(65歳未満)の老齢厚生年金を受けている方が、ハローワークで求職の申込みをしたとき または、高齢雇用継続給付を受けることとなったとき	老齢・退職
国会議員や地方議会の議員になったとき または、議員を辞めたとき	
遺族年金を受けている方が婚姻(事実上の婚姻関係にある方を含む)したとき または、直系血族および直系姻族以外の養子となったとき	遺族
年金を受けている方が行方不明になったとき	全ての年金
書類の送付先を住民票上の住所とは異なる住所に希望するとき	

◎KKRホームページの「届書ダウンロード」から印刷することができます。

ホーム

▶ 年金

▶ 届書ダウンロード

▶ 年金を受給されている方



● 年金に関する届出が遅れますと年金が払い過ぎとなり、さかのぼって返還していただくことがありますのでご注意ください。

<「読者のひろば」係より>

「読者のひろば」に毎回多数のご応募をいただき、誠にありがとうございます。

本号については、紙面の都合により掲載することができませんでした。あしからずご了承ください。

「私の生きがい」・「私の趣味」・「最近の出来事」など題名は自由です。原稿をお待ちしております。

原稿用紙に200字以上600字以内で、題名および年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 年金だより担当「読者のひろば」係までお送りください。

掲載時に顔写真の掲載を希望される方は、写真を同封してください。また、匿名・イニシャル等を希望される場合は、その旨をお書き添えください。

なお、原稿および写真の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

<表紙「写真」の募集>

令和6年9月号(No.141)と令和6年12月号(No.142)の本誌の表紙写真を募集します。季節にふさわしい各地の風景等の写真がございましたらご応募ください。

写真は、Lまたは2Lサイズのプリント(横写真のみ)で、撮影日時および場所、題名、年金証書記号番号または基礎年金番号、住所、氏名、年齢を明記して、当会年金部 年金だより担当までお送りください。

なお、写真の返却はいたしません。また、掲載できない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

9月号の応募の締切は6月28日(金)、12月号の応募の締切は8月30日(金)です。

新型コロナウイルス【感染症・後遺症】電話相談窓口のご案内

虎の門病院(東京都港区)では、新型コロナウイルス感染症に関連した症状のある方、不安な方からの電話相談に対応しております。

最新の情報については、こちら▶▶▶



マイナ保険証のご利用について

より良い医療を受けるため、マイナンバーカードを健康保険証(共済組合員証)としてご利用ください。詳しくは、こちら▶▶▶



令和6年公的年金等からの所得税の定額減税について

老齢厚生年金、退職共済年金および退職年金などの年金は、「雑所得」として所得税が源泉徴収されますが、令和6年6月に支払われる年金の源泉徴収額から、受給者本人3万円、同一生計配偶者および扶養親族1人につき3万円が特別控除され、その結果として減税になります。

令和6年6月で控除しきれない金額は、令和6年中に支払われるそれ以後の年金から順次控除されます。

同一生計配偶者および扶養親族の有無については、既にご提出いただいている「令和6年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」により確認いたします。同申告書に記載した扶養親族等の異動等により、特別控除の額が異動する場合、年の中途に変更はできませんので、令和7年1月以降、令和6年分の所得税の確定申告にて調整を行ってください。

定額減税の制度等に関する詳細については、国税庁ホームページをご確認いただくか、最寄りの税務署にお問合せください。

KKR 国家公務員共済組合連合会 年金部
【お問合せ先】 〒102-8082 東京都千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎

「 **KKR** 年金相談ダイヤル 」 〔年金に関するご相談・お問合せ専用〕

0570-080-556 (ナビダイヤル) こころ(KKR)

0570 におかけにできない場合(050 で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8155 (一般電話)

○年金を受けている方がお亡くなりになったときは、

0570-055-030 (ナビダイヤル)

0570 におかけにできない場合(050 で始まるお電話からの発信など)等

03-3265-8401 (一般電話)

受付時間:月～金曜日 9時00分～17時30分(土日祝日、年末年始はご利用できません)

- 休日明けの午前中や年金支払通知書の発送時期などは、電話が大変混み合います。週の後半や夕方(16:00～17:00)などは比較的つながりやすくなっておりますので、曜日や時間帯をずらしておかけいただきますようお願いいたします。
- 電話番号をお確かめのうえ、おかけ間違いのないようお願いします。
- ご相談等の内容は、電話対応の品質向上のため録音させていただきますので、ご了承ください。

◆お問合せの際は、必ず年金証書記号番号または基礎年金番号をお知らせください。

KKR ホームページアドレス <https://www.kkr.or.jp/nenkin/>

kkf年金 検索